

理 由 書

本市では市街化区域における可住地人口密度が減少傾向にある一方、土地利用に占める都市的土地利用の割合が高まり、未利用地の宅地化が進んでいる。

そのため、市街化の実情にもとづいた都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、人口減少や都市経営の観点から、コンパクトシティの考え方を踏まえ、市街化区域をいたずらに拡大することのないよう、想定された人口及び産業を適切に収容することとしている。また、多治見市都市計画マスターplanにおいても、中心市街地と郊外地域が連携した「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現をめざし、持続可能なまちづくりを推進している。

今回の区域区分の見直しは、こうしたまちづくり方針のもと、都市計画法第6条に基づき実施した都市計画に関する基礎調査結果等を踏まえ、令和2年度の見直し以降における都市の発展の動向、人口等の現状及び令和12年を目標年次とした将来の見通し等を勘案したところ、区域区分の方針における市街化区域と市街化調整区域に配分されるべき概ねの人口及び産業の規模に変化があったため、フレーム変更を行うものである。

また、区域区分の境界とされている地番界の是正により、計画図上で不整合となっている箇所等の修正を行うものである。

なお、変更対象は、都市計画法施行規則第13条第1項第1号に該当する区域区分の軽易な変更で、市街化区域への編入及び市街化調整区域への編入を行う。